

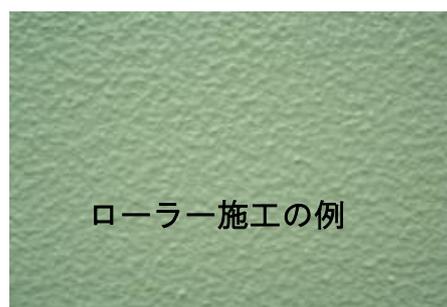
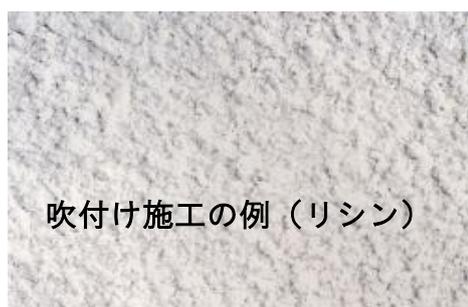
# 石綿含有成形板等の飛散防止対策の手引き

大気汚染防止法の改正（令和3年4月1日施行）により、建築物等を解体・改修・補修する工事の石綿含有建材に関する規制が強化され、石綿含有成形板等のレベル3建材が「特定建築材料」として法の規制対象となりました。

## 住宅に使われている石綿含有建材の例



## 内外装に使用されている仕上塗材の例



# 1 事前調査

- (1) 建築物の解体・改修・補修工事を行う前に、建築物に特定建築材料が使用されていないか書面調査、目視調査、分析調査を行います。
- (2) 調査は「建築物石綿含有建材調査者」※などの有資格者により実施します。

※ 建築物石綿含有建材調査者による調査は、令和5年10月1日から義務化されます。  
建築物石綿含有建材調査者資格は、(一財)日本環境衛生センター、(一社)環境科学対策センター等が開催する講習を受講することで取得できます。

# 2 事前調査結果の報告と作業計画の作成

- (1) 特定建築材料の有無を工事発注者に書面で説明します。
- (2) 解体面積や請負工事金額など一定の要件を満たす工事は、石綿の使用の有無に関わらず、電子システム※で市へ事前調査結果を報告します。※令和4年4月1日から施行されます。

<報告が必要な要件>

建築物の解体工事	合計床面積が80m <sup>2</sup> 以上
建築物の改造・補修工事	請負金額が100万円以上(材料・消費税込み)
工作物の解体・改造等工事	請負金額が100万円以上(材料・消費税込み)

- (3) 事前調査結果の写し、説明時に使用した書面は工事現場に備え置き、事前調査に関する記録を3年間保存します。
- (4) 特定建築材料が使用されていた場合は、工事の場所、特定建築材料の種類と使用箇所、特定粉じん排出等作業の方法、建築物の概要、作業の工程、現場責任者の連絡場所などを記載した作業計画を作成します。

# 3 事前調査結果・作業内容の掲示

A3(42.0cm×29.7cm)以上の用紙で、一般の人が見やすい位置に掲示します。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法施行規則第16条の4第1号の規定による事前調査結果の報告を行っております。石綿障害予防規則第3条第3項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。	
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所	
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日
看板表示日	令和○○年○○月○○日
発注者等(大気汚染防止法による届出者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	○○不動産㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○
住所	東京都○○区
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日
特定粉じん排出等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日
元請業者(特定工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
住所	東京都○○区
現場責任者氏名	○○○○
連絡場所	TEL 03-xxxx-xxxx
○○○○を石綿作業主任者に選任しています。	
調査を行ったもの(分析等の実施者) 氏名又は名称	事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○
分析を実施した者	②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○
住所	①東京都○○区○-○ ②埼玉県○○市○○-○
その他事項	
調査結果の概要の石綿含有なしに記載の数字は、以下を判断根拠とする。	
①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による照明 ⑤材料の製造年月日	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	(除去) その他
石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法、外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○・剥離剤:○○○○ ・養生シート(厚さ0mm)・接着テープ 等
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年 ○月 ○日届出)	

調査結果・作業内容を1枚にまとめた例

## 4 作業基準の遵守

解体・改修・補修工事時に特定建築材料が飛散するおそれのある「特定粉じん排出等作業」を行う場合は、作業基準を遵守して行わなくてはなりません。

建材の種類	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	石綿含有成形板	石綿含有仕上塗材
作業基準			
切断、破碎することなくそのまま建築物等から取り外すこと	◎	◎	該当なし
除去する建材を水や薬液で湿潤化すること	○ (併せて、除去周辺部分を事前に養生すること)	○	◎※1、※2
除去後、作業場を清掃すること	◎	◎	◎

◎：原則として適用される作業基準

○：やむを得ず建材を切断・破碎するような時に適用される作業基準

※1 電動グラインダーその他の電動工具を用いる時は、併せて除去周辺部分を事前に養生すること

※2 湿潤化及び養生と同等以上の効果を有する措置を講じる工法を選択することも可能

### <作業基準の例>



手ばらしで取り外す例



湿潤化（散水）の例



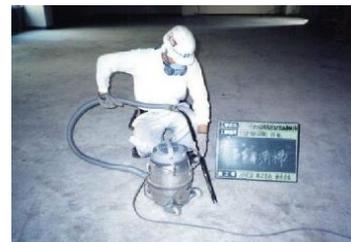
シート養生の例



スレート板の取り外し例



天井成形板の取り外し例



真空掃除機による清掃例

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

- ・ レベル3建材をむやみに切断、破碎することは作業基準違反となり、作業基準適合命令や作業の一時停止命令を受けることがあります。
- ・ 命令に違反した場合、罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が適用されます。
- ・ 作業基準遵守の対象は元請業者だけでなく下請人にも適用されます。元請業者は下請負人に対して、事前に特定粉じん排出等作業の方法などを説明する必要があります。

## 5 作業の記録

元請業者、下請負人が特定工事の施工分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況の記録を特定工事が終了するまでの間保存します。記録の方法には、作業基準の規定に適合した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録等があります。

### <記録内容>

- ・ 作業状況の確認年月日
- ・ 確認の方法
- ・ 確認の結果（補修等の措置を講じた場合はその内容）
- ・ 確認者の氏名

## 6 特定粉じん排出等作業の終了時

- (1) 取り残しが無いことなど作業が適切に完了したことを「建築物石綿含有建材調査者」又は「石綿作業主任者」が目視で確認します。
- (2) 作業終了時には、作業場内や養生で隔離した場内の清掃を行います。
- (3) 発注者に作業が完了したことを書面で報告します。

### <報告する内容>

- ・ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ・ 作業後の確認を行ったものの氏名と有資格者であることを明らかにする事項

## 7 記録の保存

事前調査結果の写し、調査結果の説明に使用した書類、特定粉じん排出等作業に関する記録は、工事が終了した日から3年間保存します。

### <作業に関する記録内容>

- ・ 元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は下請負人の現場責任者氏名と連絡場所
- ・ 発注者の氏名又は名称及び住所（法人であってはその代表者氏名）
- ・ 工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況
- ・ 発注者への報告書面の写し
- ・ 確認を行った者が必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し

### ■届出提出先・問合せ先

豊田市環境保全課（豊田市西町3-60 環境センター2階）  
直通電話：0565-34-6628  
メール：k\_hozen@city.toyota.aichi.jp